

2023.02.28 修正版

救急医療と在宅医療を提供する体制要件の経過措置終了の周知と届出取り下げを回避する方略

- ホームページをご覧になった方から、誤りをご指摘頂きました。
- この場をお借りして感謝致します。
- 修正版の後に見え消し版(赤字が修正箇所)を供覧致しますので、参考にして頂ければ幸甚です。

<2023.02.28 修正版>

救急医療と在宅医療を提供する体制要件の経過措置終了の周知と届出取り下げを回避する方略

■ 救急医療と在宅医療を提供する体制要件の経過措置が3月31日で終了致します。

「A308-3 地域包括ケア病棟入院料(一般病床に限る):

令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間に限り、第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院に該当するものとみなす。」

■ ご自身の医療機関における地域包括ケア病棟が継続して届け出ることができる様に、現状を再度ご確認ください。取り下げに該当する場合は、設問の要件をご確認頂き、速やかに対策を取って頂ければ幸甚です。

■ 救急医療を提供する体制の要件は、一般病床の許可病床数199床以下では要件が緩和されます。医療資源の少ない地域の場合も一般病床の許可病床数199床以下に変更はありません。緩和の内容は当該保険医療機関に救急外来を有していること又は24時間の救急医療提供を行っていることとなっています。細かい条件は提示されていないので額面通りに受け取って実践頂ければ要件を満たします。

■ 一般病床では在宅医療を提供する体制の要件も満たす必要があります。医療資源の少ない地域の場合、在宅療養支援病院であれば279床以下、在宅療養後方支援病院であれば160床以上でも届け出ることができます。これと上記一般病床の許可病床数の要件を加味したフローチャートになっています。

■ 尚、病棟毎の要件となりますので、複数の病棟を届け出て かつ 一般病床と療養病床の両方から届け出ている場合は、それぞれの要件を満たす必要があります。

救急医療と在宅医療を提供する体制要件について

Q1, 地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料を届け出ている医療機関ですか

はい

いいえ(終了)

Q2, 医療法上の届出は一般病床
ですか療養病床ですか

一般病床

療養病床

Q3, 許可病床数は200床以上
ですか、199床以下ですか

200床以上

199床以下

Q4へ

Q5へ

Q6へ
経過措置は
ございません

Q4, 一般病床かつ許可病床数200床以上の場合

Q4-1, 以下の①②又は⑤のいずれか1つを満たしていますか

- ① 在宅療養支援病院の届出を行っている(許可病床数199床以下(*200-279床)、又は半径4km以内に診療所が存在しない病院が要件の1つになる)
- ② 在宅療養後方支援病院の届出を行っており(許可病床数200床(*200床)以上が要件)、直近1年間の在宅患者の受入実績3件以上(在宅患者緊急入院診療加算の1を算定したものに限り)である
- ⑤ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されている(当該保険医療機関と退院支援、訪問看護の提供における24時間対応や休日・祝日対応、人材育成等について連携している場合は、当該訪問看護ステーションの開設者は当該保険医療機関と同一でなくても差し支えない)

***医療資源の少ない地域の場合**

はい いいえ

■ Q4-1と2が共に「はい」の場合
→ 救急医療と在宅医療を提供する体制要件を満たしています。

■ Q4-1と2が共に「いいえ」又はどちらかが「いいえ」の場合
→ 要件を満たしていませんので、このままでは4月以降地域包括ケア病棟の届出は取り下げとなります。3月末までに要件を満たし、今後の通知等を参考に提出期限を厳守して下さい。

Q4-2, ③又は④のいずれかを満たしていますか

- ③ 都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関
- ④ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院

はい いいえ

Q5, 一般病床かつ許可病床数199床以下の場合

Q5-1, 以下の①②又は⑤のいずれか1つを満たしていますか

- ① 在宅療養支援病院の届出を行っている(許可病床数199床(*199床)以下、又は半径4km以内に診療所が存在しない病院が要件の1つになる)
- ② 在宅療養後方支援病院の届出を行っており(許可病床数200床以上(*160-199床)が要件)、直近1年間の在宅患者の受入実績3件以上(在宅患者緊急入院診療加算の1を算定したものに限る)である
- ⑤ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されている(当該保険医療機関と退院支援、訪問看護の提供における24時間対応や休日・祝日対応、人材育成等について連携している場合は、当該訪問看護ステーションの開設者は当該保険医療機関と同一でなくても差し支えない)

***医療資源の少ない地域の場合**

Q5-2, ③又は④、要件緩和のいずれかを満たしていますか

- ③ 都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関
- ④ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院

要件緩和: 当該保険医療機関に救急外来を有していること又は24時間の救急医療提供を行っていること

はい いいえ

はい いいえ

■ Q5-1と2が共に「はい」の場合
→ 救急医療と在宅医療を提供する体制要件を満たしています。

■ Q5-1と2が共に「いいえ」又はどちらかが「いいえ」の場合
→ 要件を満たしていませんので、このままでは4月以降地域包括ケア病棟の届出は取り下げとなります。3月末までに要件を満たし、今後の通知等を参考に提出期限を厳守して下さい。

Q6, 療養病床の場合

Q6, 以下の①②③④又は⑤のいずれか1つを満たしていますか

- ① 在宅療養支援病院の届出を行っている(許可病床数199床(*279床)以下、又は半径4km以内に診療所が存在しない病院が要件の1つになる)
- ② 在宅療養後方支援病院の届出を行っており(許可病床数200床(*160床)以上が要件)、直近1年間の在宅患者の受入実績3件以上(在宅患者緊急入院診療加算の1を算定したものに限る)である
- ③ 都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関
- ④ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院
- ⑤ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されている(当該保険医療機関と退院支援、訪問看護の提供における24時間対応や休日・祝日対応、人材育成等について連携している場合は、当該訪問看護ステーションの開設者は当該保険医療機関と同一でなくても差し支えない)

*医療資源の少ない地域の場合

はい

いいえ

■Q6が「はい」の場合

→ 救急医療と在宅医療を提供する体制要件を満たしています。

■Q6が「いいえ」の場合

→ 2020年度改定から要件に変更はございませんので、経過措置も存在しません。しかし、要件を満たしていませんので届出は取り下げとなります。

<2023.02.28 見え消し版(赤字が修正箇所)>

救急医療と在宅医療を提供する体制要件の経過措置終了の周知と届出取り下げを回避する方略

■救急医療と在宅医療を提供する体制要件の経過措置が3月31日で終了致します。

「A308-3 地域包括ケア病棟入院料(一般病床に限る):

令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間に限り、第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院に該当するものとみなす。」

■ご自身の医療機関における地域包括ケア病棟が継続して届け出ることができる様に、現状を再度ご確認ください。取り下げに該当する場合は、設問の要件をご確認頂き、速やかに対策を取って頂ければ幸甚です。

■救急医療を提供する体制の要件は、一般病床の許可病床数199床以下では要件が緩和されます。医療資源の少ない地域の場合も一般病床の許可病床数199床以下に変更はありません。緩和の内容は当該保険医療機関に救急外来を有していること又は24時間の救急医療提供を行っていることとなっています。細かい条件は提示されていないので額面通りに受け取って実践頂ければ要件を満たします。

■**一般病床では**在宅医療を提供する体制の要件は、医療資源の少ない地域の場合、在宅療養支援病院であれば279床以下、在宅療養後方支援病院であれば160床以上でも届け出ることができます。これと上記一般病床の許可病床数の要件を加味したフローチャートになっています。

■尚、病棟毎の要件となりますので、複数の病棟を届け出て かつ 一般病床と療養病床の両方から届け出ている場合は、それぞれの要件を満たす必要がありますのでご留意下さい。

救急医療と在宅医療を提供する体制要件について

Q1, 地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料を届け出ている医療機関ですか

はい

いいえ(終了)

Q2, 医療法上の届出は一般病床
ですか療養病床ですか

一般病床

療養病床

Q3, 許可病床数は200床以上
ですか、199床以下ですか

200床以上

199床以下

Q4へ

Q5へ

Q6へ

経過措置は
ございません

Q6, 療養病床の場合

Q6, 以下の①②③④又は⑤のいずれか1つを満たしていますか

- ① 在宅療養支援病院の届出を行っている(許可病床数199床(*279床)以下、又は半径4km以内に診療所が存在しない病院が要件の1つになる)
- ② 在宅療養後方支援病院の届出を行っており(許可病床数200床(*160床)以上が要件)、直近1年間の在宅患者の受入実績3件以上(在宅患者緊急入院診療加算の1を算定したものに限り)である
- ③ 都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関
- ④ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院
- ⑤ 訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に設置されている(当該保険医療機関と退院支援、訪問看護の提供における24時間対応や休日・祝日対応、人材育成等について連携している場合は、当該訪問看護ステーションの開設者は当該保険医療機関と同一でなくても差し支えない)

*医療資源の少ない地域の場合

はい

いいえ

■Q6が「はい」の場合

→ 救急医療と在宅医療を提供する体制要件を満たしています。

■Q6が「いいえ」の場合

→ ~~要件を満たしていませんので、このままでは4月以降地域包括ケア病棟の届出は取り下げとなります。3月末までに要件を満たし、今後の通知等を参考に提出期限を厳守して下さい。~~

→ 2020年度改定から要件に変更はございませんので、経過措置も存在しません。しかし、要件を満たしていませんので届出は取り下げとなります。